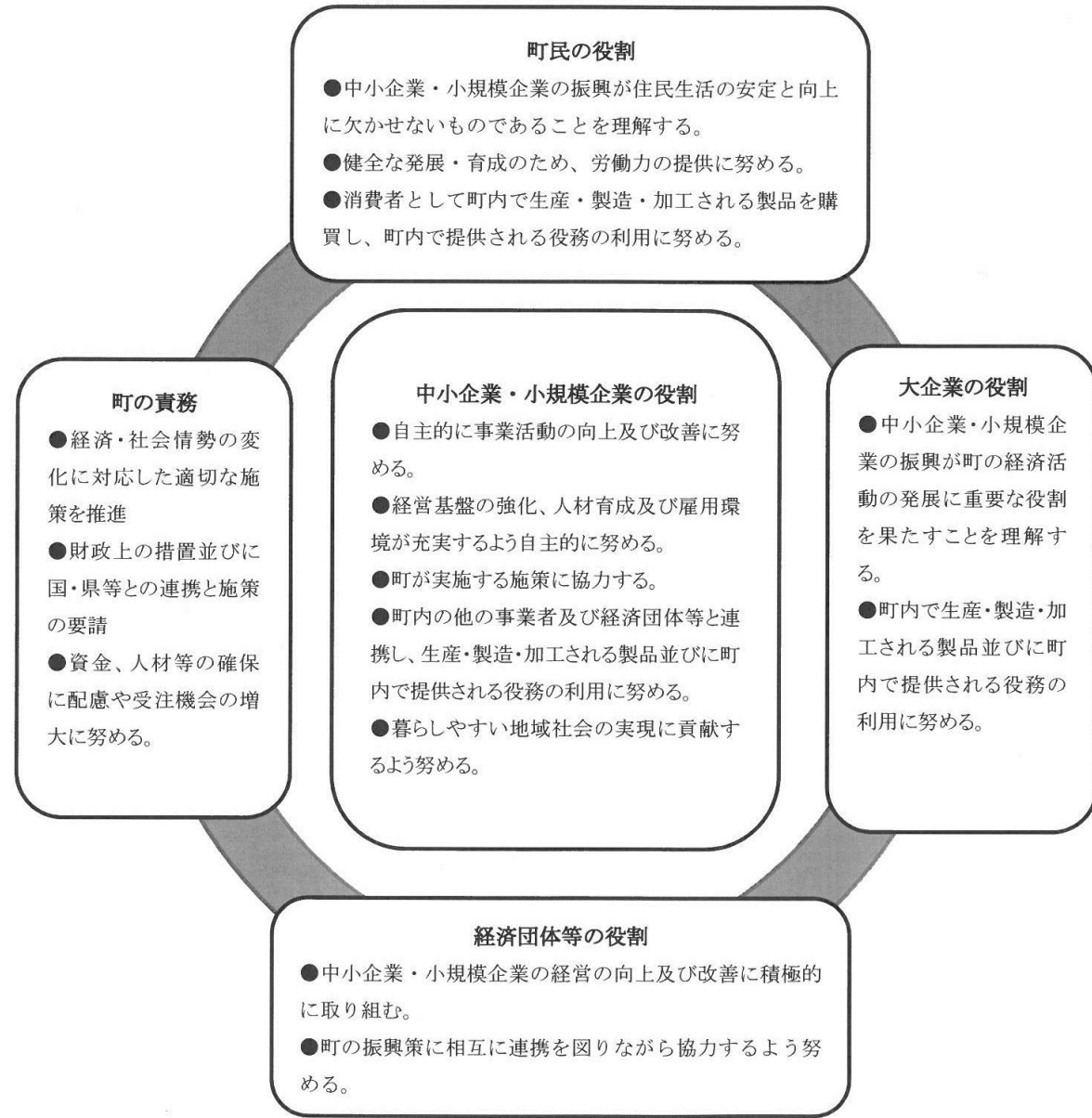


1. 策定の主旨

本計画は、平成28年6月21日に施行した「北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、本町の中小企業・小規模企業の自主的な努力を基本に、総合的かつ計画的な施策を中小企業等、経済団体等、大企業、町民、町の連携と協働の下で推進するために策定します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、北広島町の上位計画である「北広島町人口ビジョン（平成27年10月）」「北広島町総合戦略（平成27年10月）」「第2次北広島町長期総合計画（平成29年3月）」と整合性を図りながら、商工業の振興等の分野の基本計画として位置づけます。

3. 計画の期間

平成30年度から平成38年度の9か年度とし、長期総合計画と関連させるため「前期（平成33年度まで）」「後期（平成34年度～38年度）」で計画します。

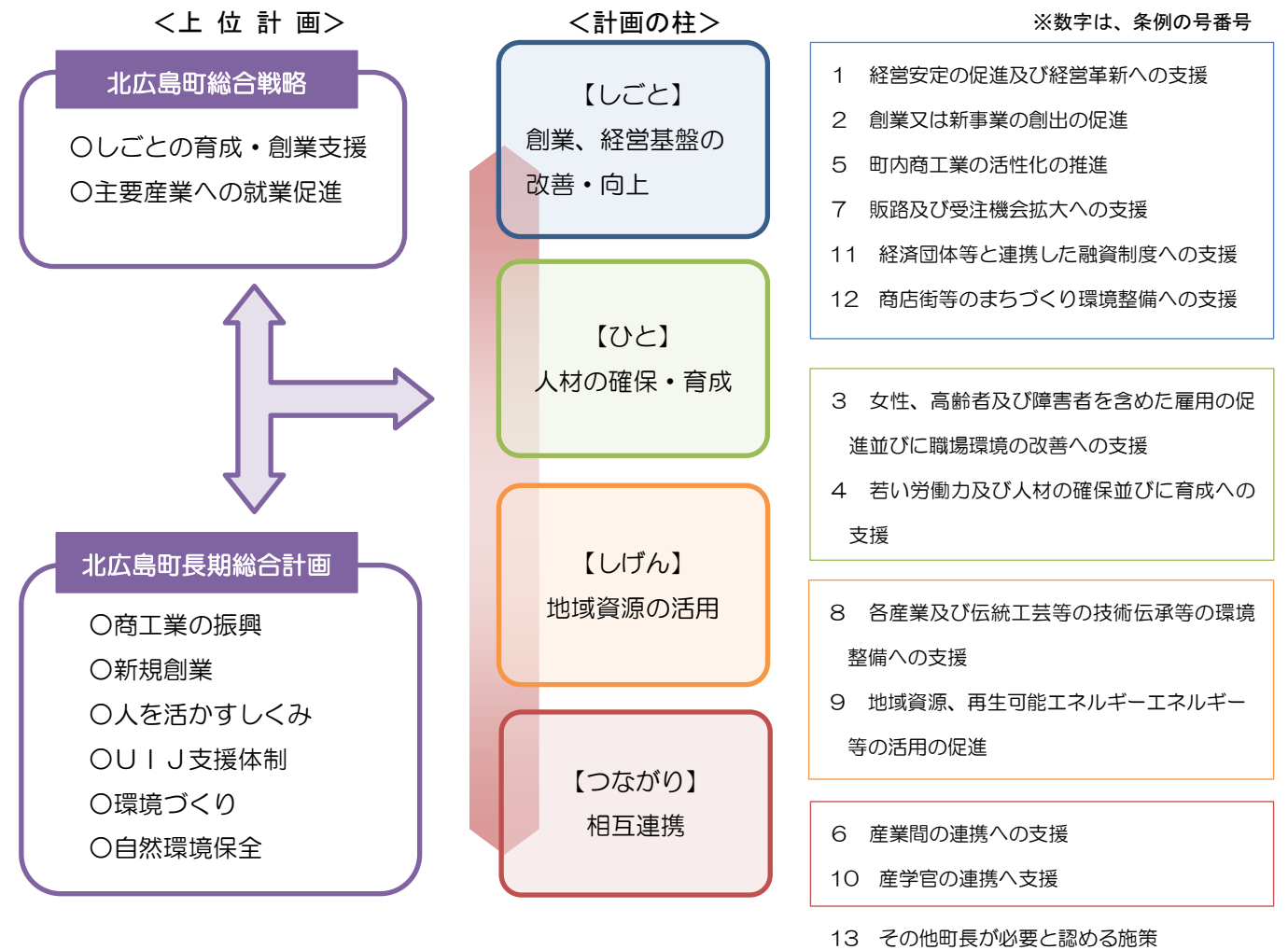
なお、条例の趣旨を考慮し、経済状況等の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向などを見据えながら、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の目標

町民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展を促す（条例第1条）

5. 計画の柱と展開する基本的施策

上位計画の施策から4つの柱を導き、それに対応した条例の13の基本的施策に取り組むことで、本町の中小企業等の振興を促す。



6. 基本的施策の展開

条例の基本的施策を展開するために、町、商工会は、関係機関と連携して各事業に取り組みます。また、このほか、国・県等が行う支援施策について積極的に情報収集し、周知していきます。

7. 計画の進捗管理と効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、条例に規定する北広島町産業振興会議で進捗状況を報告するとともに、客観的な検証を行い、必要な見直しを行います。

